

勤務パターン別の連続勤務時間制限・勤務間インターバル規制等の適用イメージ

(6) 当直中に宿日直許可の有無が異なる時間帯がある場合(例: 準夜帯が許可なし、深夜帯が許可あり)

○ 当直中に宿日直許可の有無が異なる時間帯がある場合(例: 準夜帯が許可なし、深夜帯が許可あり)であって、宿日直許可のある宿日直が9時間未満である場合は、以下のいずれかの方法により休息時間を確保する必要がある。

- ・始業から24時間以内に、宿日直許可のある宿日直の時間とは別途、9時間の休息時間を確保すること(図1)
- ・始業から46時間以内に、18時間の休息時間を確保すること(図2)

図1

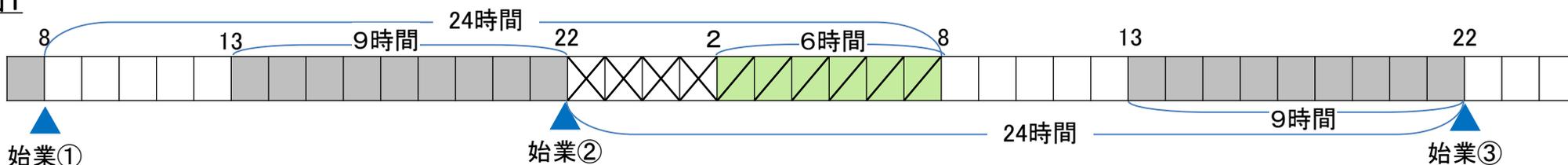
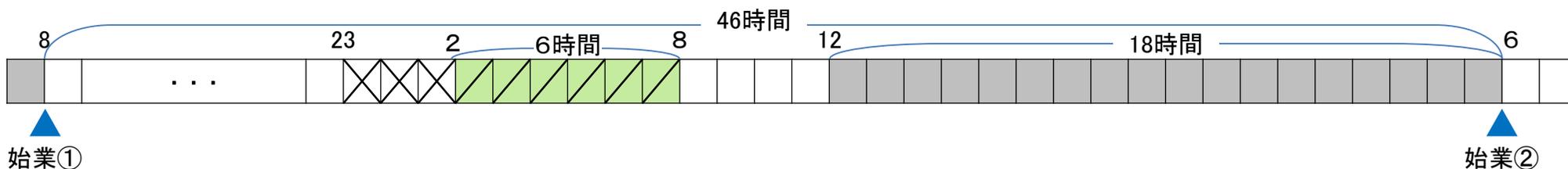


図2



(凡例) □ : 労働時間 ■ : 休息時間 ■ (斜線) : 宿日直許可のある宿日直の時間 □ (斜線) : 宿日直許可のない宿日直の時間